



損金の額に算入される租税公課等の 範囲と損金算入時期

国税庁 No.5300

法人が納付する租税公課のうち損金の額に算入されないもの

法人税法においては、法人が納付する租税公課のうち次に掲げるもの以外の租税公課は損金の額に算入されます。

損金の額に算入されない主な租税公課は次(1)～(4)の通りです。

- (1) 法人税、地方法人税、都道府県民税及び市町村民税の本税
- (2) 各種加算税及び各種加算金、延滞税及び延滞金なら並びに過怠税
(地方税の納期限の延長に係る延滞金は除きます。)
- (3) 罰金及び科料(外国又は外国の地方公共団体が課する罰金又は、科料に相当するものを含みます。)並びに過料
- (4) 法人税額から控除する所得税、復興特別所得税及び外国法人税



法人が納付する租税公課のうち損金の額に算入されないもの

加算税、延滞税、過怠税の違いとは？

加算税...申告が適正にされなかった場合や源泉徴収義務を怠った場合に課せられる税金

延滞税...定められた期限までに納付されない場合に課せられる税金

過怠税...印紙税がかかる文書に正しく貼らなかった場合に課せられる税金

罰金、科料、過料の違いとは？

罰金...犯罪に対する刑罰の一種で、1万円以上を強制的に徴収される財産刑の一つ。

科料...軽微な犯罪に対する刑罰として1,000円以上1万円未満を強制的に徴収される財産刑の一つ。

過料...軽微な行政上の義務違反に対する制裁ないし懲戒として科せられる金銭罰
罰金や科料とは異なり刑罰ではなく、行政罰。

罰金・科料は刑法による処罰のため前科となります。過料は行政罰のため前科にはなりません！



租税公課の損金算入時期

損金の額に算入される租税公課の算入時期については次(1)～(4)の通りです。

(1) 申告納税方式による租税

イ：酒税、事業税、事業所税などの申告納税方式による租税

☞ **納税申告書を提出した事業年度に損金算入**

更正又は決定のあったものは、その更正又は決定のあった事業年度に損金算入
ただし、その事業年度の前期の事業税及び地方法人特別税においては、
事業年度終了の日までに、申告更正又は決定されていない場合であっても
その事業年度の損金の額に算入することができます。

ロ：収入金額又は棚卸資産の評価額に含めた申告期限未到来の酒税や、
製造原価・工事原価等これらに準ずる原価に申告期限未到来の
納付すべき事業に係る事業税を未払金計上したときは、
その損金経理をした事業年度となります。

租税公課の損金参入時期

- (2) 賦課課税方式による租税  **賦課決定のあった事業年度に損金算入**
ただし、納期の開始日の事業年度又は実際に納付した事業年度に
損金経理をした場合はその損金経理をした事業年度に損金算入します。
例) 不動産取得税、自動車税、固定資産税、都市計画税
- (3) 特別徴収方式による租税  **納入申告書を提出した事業年度に損金算入**
更正又は決定のあったものは、その更正又は決定のあった事業年度に損金算入
ただし、収入金額に申告未到来の納入すべき金額が含まれている場合において、
その金額を未払金に計上したときは、その損金経理をした事業年度に損金算入します。
例) ゴルフ利用税、軽油引取税
- (4) 利子税・延滞金  **納付した事業年度に損金算入**
ただし、その事業年度の期間に対応する未納額を損金経理により
未払金に計上したときは、その損金経理をした事業年度に損金算入します。
例) 国税の利子税、地方税の納期限の延長に係る延滞金

租税公課の損金参入時期

申告納税方式とは？

納税者自らが税法に基づいて所得や税額を計算して申告し、納税すること。
国税の多くは申告納税方式によって納めます。

例) 所得税、法人税、相続税、贈与税、消費税



賦課課税方式とは？

国・地方団体等が納めるべき金額を計算し、納税者に通知する方式です。
「賦課決定通知書」が交付され、これに基づいて納税します。

例) 固定資産税、自動車税、不動産所得税

